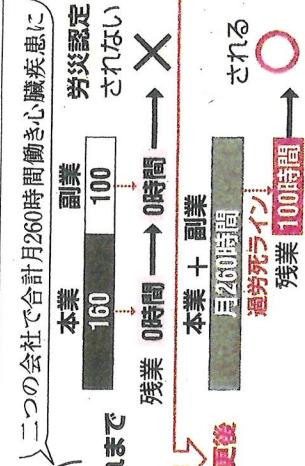


# 労災副業の労働時間合算

## 厚労省案認定ハードル低く

仕事を掛け持ちする人が業務中だけがをしたり病気になつたりした場合、労働

二つの会社で合計月260時間働き心臓疾患に



労災認定は副業も運営

199年12月12日朝日新聞

災害に認定するうえで判断要素となる残業時間の計算が見直される。いまは複数の勤め先があつても残業時間は会社ごとに出すたけなくなつた場合に労災と認定されるなど、労災保険が給付される。この労働時間を運営したうえで、法定労働時間を超える残業時間に出す方式に改める。兼業や副業をする人が増えるなか、いまよりも過労死などが労災に認定されやすくなる。10日に開かれた労働政策審議会の部会で見直し案が大筋了承された。厚労省は

年に通常国会に労災補償法の改正案を提出し、早ければ2020年度中の施行をめざす。

来年の通常国会に労災補償法の改正案を提出するうえで判断要素となる残業時間の計算が見直される。いまは複数の勤め先があつても残業時間は会社ごとに出すたけなくなつた場合に労災と認定されるなど、労災保険が給付される。

要は、労災認定のハードルが高いため、労災認定のハードルが認定されるなど、労災保険が給付される。

たとえば本業のA社で週40時間、副業のB社で週25時間働く人が心臓疾患で倒れたりする。いまの仕組みだと、労働時間は本業が月160時間、副業は月100時間と合わせて月260時間に上る。一方で、法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えて働く人が心臓疾患で倒れたりする。いまの仕組みだと、労働時間は本業が月160時間、副業は月100時間(週40時間)の4週分に収まり、どちらの会社も残業

時間は「ゼロ」になる。

見直し後は、月の労働時間は合計で260時間と計

算される。残業時間は月100時間の「過労死ライン」を含めて複数の職場で

「」に触れ、労災の認定基準を満たす。

総務省の17年調査による

なじを含めて複数の職場で

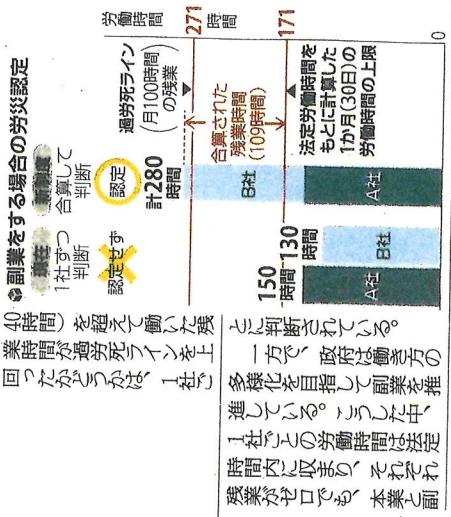
雇われて働く人は、10年前よりも約25%増えて約129万人に達する。おむね93分の2は本業の所得が299万円以下だ。(滝澤章)

# 労災認定本業と副業合算

## 残業時間 来年度にも新制度

副業を持つ人の労災について検討していた厚生労働相の諮詢機関・労働政策審議会の部会は10日、本業と副業の労働時間と合算して残業時間と計算して、労災認定しつづける新制度を導入することで合意した。政府は来年の通常国会に労災保険法などの改正案を提出し、早ければ来年度中にも新制度がスタートする見通しが。◇解説面

長時間労働を原因とする労災の認定基準として、国業と副業など複数の会社で働く人について、労働時間が100時間以上の場合を合算するが認められないと「過労死ライン」としてではなく、そのため、法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えて働く人は、「過労死ラインを上回ったかどうかは、1社で労働時間は合算して40時間内に収まり、それでは



## 本業と副業 実態どう管理

### 労災認定合算

一面

副業の推進は、政府の働き方改革の一つに位置づけられている。総務省の調査によると、副業を持つ人は2017年時点で約129万人に上る。され、希望者も年々増加している。しかし、本業と副業をつなぐといつこには、多様な働き方につながる一方で、労働時間

が増える懸念もある。今回、

は個々の会社での動き方や責任には踏み込みず、面接会として過労死ラインを超えていたら労災につなげる議論は進んでいない。一方で、政府は働き方の多様化を目指して労働時間を内に収まり、それでは

に本業の会社が管理する。いろいろあるが、労使から「他社の働き方まことにあれば、労働時間はなどとの意見も出でており、議論は進んでいない。

が本当に大切なのは、過重労働を防ぐために、本業と副業の労働時間や勤務実態を誰がどう管理するか、といつこだ。労働者の自己申告をもとで、年収が299万円以下の人も多くなっている。企業の協力を求めながら、ルールを作ることが重要だ。(糸井裕哉)